

国際調停と当事者交渉シリーズ
「当事者交渉③デッドロックの打開策」

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人



大貫 雅晴

協調的交渉の基本姿勢としては、相手側の利害を理解してそれを調整することが大切であるが、双方の利害の対立が生ずることがある。双方の主張が対立し歩み寄りがなく、交渉がデッドロックになった場合の打開策として、客観的基準（criteria）を利用することで、スムーズな解決合意が期待できる。

[I] 事例から学ぶ公正な客観的基準の活用

事例：日本企業A社は、CIF Shanghai条件で、中国企業B社と輸出契約を締結した。A社は貨物を神戸港で船舶の本船上に積み込み上海港に向けて出港した。船舶は上海港に到着したが輸入通関の際に、中国税関から貨物の燻蒸処理を要求され、B社は燻蒸処理費用の負担をしいられた。その費用は運賃を含めA社が負担する義務があるとしてA社にその費用の支払いを求めてきた。A社は輸入に要する費用はB社の負担であるとしてB社の請求を拒否、A,B両者とも相互に主張を譲らず交渉がデッドロックになってしまった。このような事態の打開策は？

1. 客観的基準を打ち出すことでスムーズに合意できることがある

公正で効果的な客観的基準を活用して特定の問題に取り組めば、それだけ賢明で公正な解決合意を実現しやすい。

互いに優位に立とうと争うばかりでは、当事者間のビジネス関係を損なうだけである。客観的基準に基づいた交渉はそれを防ぐことになる。問題を解決しようとしているときは、互い相手を負かすことより、客観性のある基準をベースに交渉する方がうまく解決できる。

2. 事例から学ぶ客観的基準に基づく交渉の対応

インコタームズは、当事者交渉における客観的基準となる。

貿易トラブル交渉において、インコタームズを公正な客観的基準として提案することで賢明な友好的、効果的解決を生み出す。

1) 客観的基準としてのIncoterms2020

①貿易取引では、FOB,CIFなどの貿易条件を慣習的に利用するが、それらの貿易条件を国際規則としてまとめたIncotermsが物品引渡し条件の国際的慣習として国際標準になっている。

②トラブル交渉で相互の主張が折り合わずデッドロックになった場合の打開策として、公正かつ客観的な基準（criteria）をベースに交渉を行うことは効果的である。客観的基準としてIncoterms2020が効果的である。

2) Incoterms2020のCIF条件について

①インコタームズ規則の下では、CIF条件の場合、売主は、輸出港本船上で物品を買主に引き渡すまでのコスト、輸出通関費用、及び仕向港までの運賃と保険料を含めて負担しなければならない。物品の滅失、損傷の危険の移転は輸出港本船上で売主から買主に移転する。

（注）Incoterms 2020のCIF条件、A（売主の義務）A2, A3,A4,A5

②買主は、売主から輸出港本船上で物品の引渡しを受取り、それ以後の危険を負担し、指定仕向港において、運送人から物品を受領する。そして物品の輸入に際して支払われるべき一切の関税、税金その他の諸掛り、並びに輸入通関手続を遂行する費用を負担しなければならない。

（注）Incoterms 2020のCIF条件、B（買主の義務）B2,B3,B7(b)

国際調停と当事者交渉シリーズ
「当事者交渉③デッドロックの打開策」

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴**3) 本事例の対応****(1) 客観性のある基準をベースに交渉する**

①日本企業A社は、Incotermsを客観的基準として打ち出し、中国側を説得して、合意に向けて交渉を進めるべきである。

②本事例はCIF条件の輸出契約である。Incotermsは貿易業界においては引渡条件の国際的な標準規則として広く利用され、慣習としてグローバルに認識されている。Incoterms2020 を客観的基準として用いれば、解決策を話し合うのに時間を効果的に使うことができ、スムーズに合意を可能にすることができる。

(2) 手続の平等感が双方に満足感を与える

①私意に振り回せられない解決を生み出すためには、実質的な問題点に対する公正な基準か、又は対立する利害を解消するための公正な手続かのいずれかを使えば、双方に不満が残らない解決策となる。

②本件では、中国B社もインコタームズは公正な客観的基準であるとして、正当性があることを理解して、インコタームズを客観的準として話し合いがおこなわれている。結果的に、将来のビジネス関係を維持することでA社、B社双方が満足のいく合意を取り付けることができたという。

[II] 貿易契約におけるIncotermsの採用合意の進め

①貿易取引では、慣習的にFOB、CIFなどの貿易条件が利用されている。

Incotermsは当事者合意により慣習として当事者を拘束する。

②インコタームズは契約の規律として適用されるものである。

当事者がインコタームズを適用すると合意、表示した場合に、その契約に適用される。

③貿易取引契約を結ぶ際には、CIF、FOB等の引渡し条件を定めて、Incotermsの採用合意をしておくべきである。

インコタームズを採用するためには以下の点に留意すべきである

①取引条件に関してIncoterms2020という語を表示すること。

・CIP等のC規則は仕向地、仕向港を記載する。

例：CIP Singapore Incoterms 2020

・C規則以外の規則では、物品を引渡す場所を記載する。

「引渡し（delivery）」とは、売主の物品引渡しの義務を果たすことを意味し、その際に、物品損傷のリスクが売主から買主に移転することを意味する。

例：FCA Japan（引渡し場所を記載）Incoterms 2020

②契約書にIncoterms2020の採用条項を挿入する。

The trade terms such as FOB, CIF, FCA, CIP etc. shall be construed by the Incoterms 2020.